

江東区保健所 宛

FAX番号

03-3615-7171



食品表示法における

食品表示に関する相談申込書

- ◎相談は、表示について責任をもつ会社(個人)の所在地が江東区内にある場合に限りです。
- ◎相談申込は、事前に電話連絡(tel 03-3647-6713)の上、申込書に記入し、窓口又はFAXにてお願いします。
口頭で回答しますが、日数がかかる場合がありますので、余裕を持ってご相談ください。
- ◎質問の内容により担当者が異なるため、下記の該当する□枠内に☑を入れてください。
- 品質に関する表示事項(名称・原材料名・原料原産地など)については、下記へご相談ください。
「東京都食品表示相談ダイヤル:03-5320-5989」

保健に関する表示事項

栄養成分表示・栄養機能食品等

⇒健康推進課 栄養指導担当

衛生に関する表示事項

名称・添加物・アレルギー・期限表示等

⇒生活衛生課 食品衛生担当

相談者

【会社名(個人名)】

【所在地】 江東区

【担当部署】

【担当者名】

【電話】

【FAX】

相談対象食品

【商品名】

【食品区分】

一般食品

健康食品

栄養機能食品

その他 ()

【製造区分】

国内製造品

輸入品

その他

※製造所所在地()

※輸入元の英語表示は、添付すること。

相談内容

書き切れない場合は、別紙を添付してください。

添付資料: 有(枚) 無

保健所記入欄

(こちらには、記入しないでください。)